

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する
関係府省庁連絡会議の開催について

令和 7 年 6 月 26 日
関係府省庁申合せ
令和 7 年 9 月 30 日
一 部 改 正

- 1 物価上昇に合わせた予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の省庁横断的・網羅的な点検・見直しについて、関係府省庁間の緊密な連携を確保し、その円滑な実施を図るため、予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の庶務は、総務省自治財政局及び自治税務局、財務省主計局及び主税局その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。
- 4 前三項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議 構成

議 副 構	議 成 員	長	内閣官房副長官補（内政担当）
		長	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
		員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
			内閣府大臣官房長
			警察庁長官官房長
			金融庁総合政策局長
			消費者庁次長
			こども家庭庁長官官房長
			デジタル庁戦略・組織グループ統括官
			復興庁統括官
			総務省大臣官房長
			法務省大臣官房長
			外務省大臣官房長
			財務省大臣官房長
			文部科学省大臣官房長
			厚生労働省大臣官房長
			農林水産省大臣官房長
			経済産業省大臣官房長
			国土交通省大臣官房長
			環境省大臣官房長
			防衛省大臣官房長
オブザーバー		総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）	
		総務省大臣官房審議官（税務担当）	
		財務省主計局次長	
		財務省大臣官房審議官（主税局担当）	